

今週の専門用語



配偶者の税額軽減

相続人の遺産形成に寄与していることなどを理由に、配偶者が被相続人の相続財産を取得した場合、配偶者の法定相続分（子がいるケースで2分の1）相当額または1億6,000万円のいずれか大きい金額まで相続税がかからないという制度（相法19の2）。たとえば、配偶者が取得した相続財産が1億6,000万円以下の場合、相続税がゼロとなる。配偶者の税額軽減は、仮装または隠ぺいされた相続財産については適用対象とはならない（同⑤）。

特定公社債

公社債等の「利子」は20%の源泉課税、「譲渡損益」は非課税とされるが、25年度改正により、28年1月1日以後は上場株式同様、利子は20%の申告分離課税、譲渡損益は課税対象とし、公社債等の利子、譲渡損益、上場株式等の配当、譲渡損益間での損益通算も認める。ただし、これは国・地方債、公募公社債、上場公社債などの「特定公社債」に限られる。租税回避に利用されやすい非上場会社の私募公社債等の「一般公社債」については20%の源泉分離課税が維持され、損益通算も認めない。

端数処理の特例（消費税）

消費税の端数の処理方法に関し、代金決済方法の違いにより生じる負担を軽減するための特例。百貨店業界など、外税方式のレジを採用している企業に配慮したもの。「税抜価格」を基礎として計算する対消費者取引における代金決済の場合について、発行される領収書等において、当該領収金額に含まれる消費税額等相当額の1円未満の端数を処理した後の金額を基礎として消費税額の計算をすることができる。消費税率が8%へ引き上げられる時から当分の間講じられる予定。

10

ページ

27

ページ

64

ページ

編集室

◆消費税率は平成26年4月に8%、翌年10月に10%に引上げられる予定。平成25年度税制改正大綱には、緊急経済対策上の措置として、研究開発税制拡充、交際費特例拡充、教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設が盛り込まれた。◆早ければ平成23年度からの消費税率引上げを目指していた平成21年当時の自公政権下、経済危機対策として、研究開発税制拡充、交際費特例拡充、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が設けられた。◆こうしてみると、経済対策上の税制措置の一側面として経済状況好転を条件（前提）とする消費税率引上げとの関連をみることもできそうだ。（TN）

週刊T&Amaster 第485号

2013年2月4日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp